

物価高騰対応重点支援給付金

 (住民税均等割が非課税の世帯)

食料品やエネルギー等の物価高騰により、家計への影響が大きい低所得者世帯の生活を支援するため、1世帯当たり3万円（児童1人あたり2万円加算）を給付します。

支給額 1世帯あたり3万円（基本給付）、児童1人あたり2万円（加算給付）

支給対象となる世帯と手続き

（基本給付）

1 **世帯の全ての方が、令和6年12月13日（基準日）時点で神戸町に住民票があり、世帯全員が令和6年度住民税非課税（住民税均等割が非課税）の世帯**

次の世帯は今回の給付金の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ・令和6年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・留学生や事業修習生などで租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯
- ・既に他の市区町村で、同様の低所得者向けの給付を受けている世帯
- ・日本国外で生活していた者で令和6年1月2日以降に初めて住民基本台帳に記載され、いずれの市区町村にも課税権がない世帯

（加算給付）

2 **令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（3万円）受給世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯。**

※18歳以下の児童…平成18年4月2日生まれ以降の児童。基準日以降に生まれた新生児も含む。

※2に該当する世帯は、1の基本給付とともに支給されます。

「支給のお知らせ」が届いた方は原則手続き不要ですが、「確認書」が届いた方は返信してください

支給対象世帯で振込口座が確認できる方には3月中旬をめぐり「支給のお知らせ」を、振込口座が確認できない方には4月以降に「確認書」を町から送付します。

（令和6年1月2日以降に転入した方や家族構成が変わった方で該当する方は）申請が必要です

生まれた児童がいる世帯等において、給付金を受け取るには申請が必要です。また申請に必要な添付書類があります。

未申告の人がいる世帯等は支給可否の判定ができませんので、申告が必要です。

確認書・申請書による申請期間

確認書・申請書がお手元に届いた日～6月20日（金）必着

（町が受理した日から20～30日後を目安に支給します。）

※給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

給付金の受給を辞退される場合はこちら → [第3号様式](#) / PDFファイル

給付金の支給口座を変更する場合はこちら → [第4号様式](#) / PDFファイル

【問い合わせ先】 神戸町役場民生部健康福祉課 0584-27-0175（直通）